

## 退教互規程一部改正のお知らせ

次のように規程の改正がありましたので、お知らせ致します。

## 共済事業規程

改正後	改正前
<p>第 3 章 療養給付 （給付申請及び手続）</p> <p>第 16 条 療養給付を受けようとする者は、療養費給付申請書に必要事項を記入し、申請に係る領収書または医療費通知を貼付し提出する。</p> <p>2 前項の申請を受けたときは、その内容を審査の上、第 14 条に規定する給付額を決定し給付する。</p> <p>3 組合員又は配偶者が、高齢及び病気等により申請が困難な場合は、後見人又は生活を支える者が代理で申請することができるものとする。申請代理者の認定は理事長が行う。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規程は、2018（平成 30）年 7 月 1 日より施行する。</p> <p style="text-align: right;">2018（平成 30）年 6 月 5 日改正</p>	<p>第 3 章 療養給付 （給付申請及び手続）</p> <p>第 16 条 療養給付を受けようとする者は、療養費給付申請書に必要事項を記入し、申請に係る領収書を貼付し提出する。</p> <p>2 前項の申請を受けたときは、その内容を審査の上、第 14 条に規定する給付額を決定し給付する。</p> <p>3 組合員又は配偶者が、高齢及び病気等により申請が困難な場合は、後見人又は生活を支える者が代理で申請することができるものとする。申請代理者の認定は理事長が行う。</p>